

神戸市補装具費支給契約に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づく補装具費の支給に関し、補装具費支給対象障害者等（以下「対象者」という。）の生活の安定に寄与することを目的とし、代理受領に係る補装具販売等業者との契約等について必要な事項を定めるものとする。

(補装具費の代理受領)

第2条 市長は、対象者からの委任に基づき、補装具費として対象者に支給すべき額を限度とし、対象者に代わって補装具販売等業者に支払うことができる。

2 前項の規定による支払いがあったときは、対象者に対して補装具費の支給があったものとみなす。

(補装具費支給契約締結要件)

第3条 市長は、前条の規定に基づき支給を行う場合に次の要件を満たすと認められる補装具販売等業者について、補装具費支給契約を締結するものとする。

- (1) 対象者等に対して懇切丁寧に対応ができること。
- (2) 現に契約を希望する補装具種目の取り扱いがあり、適切な人材、設備等を有していること。特に、次の補装具を取扱う場合は、各要件を満たす者であること。
 - ① 義肢、装具を取り扱う者
義肢装具士または医師、看護師、准看護師の資格を有するものが、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の身体への適合を行っていること。
 - ② 補聴器を取り扱う者
各種製造元等の行う研修を受講、修了したものがその販売（製作）及び修理を行っていること。
- (3) 補装具の販売（製作）及び修理（改修含む）について早急に行える体制が整えられていること。
- (4) 納期限が到来している地方税に未納の税額がないこと。
- (5) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）がその事業活動を支配するものでないこと。
- (6) 補装具費支給契約第12条第1項の規定により契約を解除され、その解除の日から5年を経過しない者及びその者を代理人又は使用人として使用する者でないこと。
- (7) 本要領及び補装具費支給契約に定める事項を遵守すること。
- (8) その他、市長が必要と認める要件を満たすこと。

(補装具費支給契約締結申請)

第4条 前条の規定に基づき契約を希望する補装具販売等業者は、補装具費支給契約締結申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 印鑑（登録）証明書
- (2) 所在地図
- (3) その他、市長が必要と認める書類

(契約締結等)

第5条 市長は、第3条及び第4条の規定に基づき、補装具販売等業者を適当と認めるときは、速やかに契約を締結するものとする。

- 2 市長は、第3条及び第4条の規定に基づき、補装具販売等業者を不適当と認めるときは、却下通知書(別記様式第2号)に却下理由を示し、申請のあった補装具販売等業者に通知するものとする。

(補装具費支給契約に係る店舗(支社・支店)の追加申請)

第6条 前条第1項により契約締結の補装具販売等業者(以下「契約業者」という。)で店舗の追加を希望するものは、補装具費支給契約に係る店舗(支社・支店)の追加申請書(別記様式第3号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 所在地図
- (2) その他、市長が必要と認める書類

(承認の通知等)

第7条 市長は、第3条及び第6条の規定に基づき、追加店舗を適当と認めるときは、補装具費支給契約に係る店舗(支社・支店)の追加承認書(別記様式第4号)により申請のあった契約業者に通知するものとする。

- 2 市長は、第3条及び第6条の規定に基づき、追加店舗を不適当と認めるときは、却下通知書(別記様式第5号)に却下理由を示し、申請のあった契約業者に通知するものとする。

(契約業者等に係る情報提供)

第8条 市長は、契約業者及び承認した追加店舗(以下契約業者と併せて「契約業者等」という。)に係る情報のうち、次のものを対象者及び関係機関に提供するものとする。

- (1) 契約業者等の名称、所在地及び連絡先
- (2) 契約業者等の取り扱い補装具の種目
- (3) その他、市長が必要と認める事項

(変更届)

第9条 契約業者は、補装具費支給契約締結申請内容等に変更が生じたときは、変更届(別記様式第6号)を速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項により変更届を受けたときは、その変更内容を確認し、補装具費支給契約の記載事項(契約業者の名称及び取り扱い補装具の種目)である場合は、補装具費支給契約の一部改正(別記様式第7号)を行い、また、それ以外の変更内容である場合は、変更届受理通知書(別記様式第8号)を契約業者に送付するものとする。

(廃止届)

第10条 契約業者は、事業を廃止するときは、廃止届(別記様式第9号)を速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 前項の場合において、契約業者は対象者に不利益が生じないように、必要な対策を講じなければならない。
- 3 市長は、第1項により廃止届を受けたときは、廃止届受理通知書(別記様式第10号)を契約業者に送付するものとする。

(補装具の引き渡し)

第11条 契約業者は、当該補装具を引き渡し、対象者から補装具費支給券に記載された対象者負担額の支払いを受けるものとする。

2 契約業者は、前項の対象者負担額の支払いを受ける際、対象者に対し、領収書を交付しなければならない。

(請求)

第12条 契約業者は、補装具費を請求する場合に、請求書に補装具費支給券(対象者の受領印等を受けたもの)、代理請求及び代理受領委任状、対象者負担額に係る領収書の控えまたは写しを添付しなければならない。

(報告、調査等)

第13条 市長は、補装具費の支給に関して必要があると認めるときは、対象者及び契約業者等に対し、報告、説明及び書類の提出を求め、または実地調査を行うものとする。

(不正利得の徴収等)

第14条 市長は、対象者及び契約業者等が偽り、その他不正な手段によって補装具費の支給を受けたとき、または関係法令等の規定に違反したときは、当該支給額の全部または一部の返還を求めることができる。

(その他)

第15条 この要領の施行に際し必要な事項は福祉局長が定める。

(附 則)

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和4年1月7日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和5年2月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和6年12月1日から施行する。